

## 平成21年度財団法人武蔵野市福祉公社事業計画

いよいよ、平成20年12月1日から新しい公益法人制度が施行されました。施行の日から5年の移行期間が設けられていますが、早めの制度対応を心がけ、本年度中の公益財団法人への認定申請を目指します。

少子高齢化へのきめ細かい対応がますます求められる社会状況にあって、有償在宅福祉サービス事業を担当している在宅サービス係と、ここ数年来高い実績を上げ続けている権利擁護事業及び成年後見事業を担当している権利擁護係の二事業、二係を、在宅サービス課後見係として再構成いたします。これにより、市民サービスの更なる向上に努めます。

また、市の福祉政策のセーフティーネットとして機能させるため、市長申立による成年後見人を積極的に受任してまいります。

公社の自主事業として、行っている居宅介護支援事業及び訪問介護事業等については、市の福祉政策における公社の任務・役割を十二分に自覚し、事業を遂行いたします。

指定管理者の更新時期を平成22年4月に迎える高齢者総合センター及び北町高齢者センターの管理運営等については、サービス向上や効率的運営に努め経営基盤を強化する一方、政策面ではさらなる市との密接な連携を図り、引き続き指定管理者に選定されることを目指します。

なお、高齢者総合センターは、ケアマネジャー研修センターが21年4月より、地域包括支援センターが同7月より市直営事業となることから、これらの受託業務を終了します。また、管理運営体制を強化するため、管理係と社会活動センター担当を統合し、管理・社会活動センター担当といたします。

公社は、今後とも、自立した意識を持ち、自分自身の老後を主体的に形成する高齢市民層と、ニーズが顕在化して生活困難に遭遇している市民層の双方のニーズに的確に応えられるよう、市民サービスの質及び職員の資質向上を図ってまいります。

そして公社は、下記の事業活動を通じ、武蔵野市と密接不離のエージェントとして市の各福祉政策を支えるとともに、東京都社会福祉協議会、武蔵野市民社会福祉協議会、武蔵野市医師会、民生・児童委員協議会、老人クラブ連合会等関係機関との連携を密にして、財団法人として独自の自主事業も展開し、市の豊かな福祉土壌の形成に尽力いたします。

## 記

### 1 保健・医療・福祉サービスに関する啓発普及活動（12,069千円）

#### (1) 啓発普及事業（2,293千円）

市民が健やかな老後生活を送るため、様々な情報提供をします。

特に権利擁護事業部門が、後述のとおり「市民のためのおいじたく講座」「おいじたく相談会」「成年後見人相談会」を、コミュニティセンター等において開催します。民生・児童委員、地域福祉の会や市民グループ等の諸団体、一般市民を対象に、福祉サービスの利用法、財産管理、権利擁護事業、成年後見制度等を包括的に解説し、顔の見える啓発普及事業を行います。

市民生活の様々な個別課題に対して、自己解決能力を持つ自立した高齢市民の育成支援を行います。

#### (2) ホームヘルパー養成等講習事業（9,776千円）

2級ホームヘルパー養成講習会を、公社の自主事業として開催し、意識とスキルの高い福祉人材を養成します。

昨今の厳しい経済状況から、雇用対策の一環として、今年度は2回の講習を予定しています。そして、講習修了後一定程度の実務に就いた受講生には、講習費の8割を返還する事業(ケアキャリア21)を行います。

### 2 調査研究開発事業（1,522千円）

平成20年12月1日に施行された新公益法人制度へ対応し、公益法人認定の取得に向けて準備を行います。

### 3 市民シルバー助け合い事業（9,057千円）

高齢者総合相談では、弁護士による法律相談のほか、生活上の様々な悩み、各種福祉サービスの利用に関する総合相談を行います。

低所得者のためのシルバー助け合い事業は、在宅生活困難高齢者等サービス事業及び入院時家事援助等サービス事業を実施します。

### 4 高齢者福祉施設の管理運営等受託事業（368,696千円）

#### (1) 高齢者総合センター受託事業（260,217千円）

高齢者総合センターの管理運営について指定管理者として市の指定を受けている事業の内、「ケアマネジャー研修センター事業」は平成20年度末、「地域包括支援センター事業」は平成21年6月末で受託を終了しますが、その他の「センターの管理運営」、「在宅介護支援事業」、「補助器具センター事業」、「デイサービス事業」、「社会活動センター事業」については、引き続き実施していきます。

なお、各事業においては、中長期事業計画に基づき、課題解決に向けての検

討・取り組みを行います。

センターの管理運営 (70,816千円)

センターの管理運営を受託し、実施します。なお、センターにおけるサービス向上と効率的運営に資するため、管理係と社会活動センター担当の組織統合を行います。

在宅介護支援センター事業 (65,247千円)

在宅の要介護高齢者に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、保健・福祉の各種サービスを総合的に提供するために、専門職による在宅介護支援事業を行います。

また、「地域包括支援センター事業」が市直営となることに伴い、新たに「地域包括支援センターランチ事業」を受託し、実施します。

補助器具センター事業 (22,937千円)

作業療法士を配置し、ニーズを持つ市民の社会資源として、専門職のノウハウを発揮し、補助器具や住宅改修、利用者の生活動作の習得等について、利用者及びケアマネジャー等へのアドバイスをを行い、その在宅生活がより良いものとなるよう支援します。

デイサービスセンター事業 (93,471千円)

在宅の要介護高齢者に対し、通所による介護、食事、入浴サービスなどを提供し、これを利用する高齢者の日常生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図ると共に、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

また、要支援高齢者に対しては、予防給付サービスとして筋力向上プログラム等を実施し、予防を図ります。

地域包括支援センター事業 (7,746千円)

社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーを配置し、共通的支援基盤の構築、総合相談支援・権利擁護、包括的・継続的マネジメント、介護予防マネジメントを行います。

また、市直営化に伴い、移管準備を行います。

社会活動センター事業 (60,999千円)

高齢者に対して健康の増進、教養の向上、趣味活動のための援助、仲間づくりの機会を提供することや世代を超えた児童との交流などを実施します。このため、美術や音楽及び体育を専修した専門の職員を配置すると共に各種講師による講座の充実を図ります。

また、高齢者の生きがいと健康増進事業「地域健康クラブ」をコミュニティセンター等18会場にて実施します。

(2) 北町高齢者センター受託事業 (90,978千円)

センターの管理運営について指定管理者として市の指定を受け、デイサービス事業(コミュニティケアサロン)及び小規模ケアハウスの管理を行います。

(3) ホームヘルプセンター武蔵野受託事業 (17,501千円)

高齢者及び難病者の生活支援ホームヘルプサービスを実施します。

5 高齢者の有償在宅福祉サービス事業 (142,659千円)

(1) 有償在宅福祉サービス事業 (120,098千円)

公社の伝統事業として、このサービスの特長である利用者への後見的社会支援機能、親族機能の代行等を益々充実させ、少子高齢社会における市民ニーズに応えます。

市の高齢者福祉におけるセーフティーネットとして、地域社会で利用者が安心して在宅生活を全うできるよう支援します。また、このサービスの本質である包括的利用者支援をより鮮明に打ち出し、権利擁護事業とのセットサービス、その先にある成年後見事業(法定後見、任意後見)への橋渡しを十全に行い、利用者の権利を擁護します。

今後も「全国福祉公社等連絡協議会」等に参加し、積極的に他団体と情報交換等を行ってまいります。

また、権利擁護事業や啓発普及事業を通じて有償在宅福祉サービスをPRするほか、市内の在宅介護支援センターや民生・児童委員との連携を図り、地域福祉の充実に努めます。

(2) 権利擁護事業 (7,752千円)

本事業は、高齢市民、障害を持つ市民の財産管理とそれに付随する相談援助や調整活動を内容としています。今後も、蓄積したノウハウを駆使し、利用者の権利を擁護します。また、地域包括支援センター社会福祉士分科会と連携し、「市民のための老いじたく講座、老いじたく相談会、成年後見人相談会」等を開催して、実践で培った的確な相談事業を行い、権利擁護・成年後見事業の啓発普及に努めます。

更に、市内各機関からの困難事例の相談に応じ、調整活動、担当者会議出席などスーパーバイザー的働きを担います。

(3) 地域福祉権利擁護事業 (4,988千円)

東京都社会福祉協議会から受託し、基幹事業所として地域福祉権利擁護事業を行います。この制度を選択する利用者の利益を確保し、利用者数の増加を目指します。

(4) 成年後見事業 (9,821千円)

市における成年後見推進機関として、実践的な成年後見申立の支援をします。更に、法定後見、任意後見サービスを提供します。利用者支援のノウハウを駆使し、単に法律行為の代理だけでなく、付随する事実行為を包含する包括的生

活支援を行い、顔の見える後見事務を遂行します。更に、市長による成年後見等申立の成年後見人を受任します。

6 介護保険における居宅介護支援事業及び訪問介護事業（183,100千円）

(1) 居宅介護支援事業（20,607千円）

介護保険法に基づく居宅介護支援事業を実施します。公社の伝統である在宅サービスや権利擁護事業と連携しつつ、利用者に資するように努力します。

(2) 訪問介護サービス事業（162,493千円）

ホームヘルプセンター武蔵野が介護保険法上の訪問介護サービス事業を実施します。また、市内の民間訪問介護事業のセーフティーネットとして機能し、処遇困難事例等を担います。

コーディネーター、常勤ヘルパー、フレックスヘルパー、登録ヘルパーが重層的にサービスを担い、機動的に市民ニーズに応えます。登録ヘルパーが「点」での活動とするならば、時間帯という「線」で活動するフレックスヘルパーを活用し、チームケアを志向します。共に地域社会を構成する市民による高齢者支援というセンターの特長を伸長します。

また、市内の訪問介護事業所のサービスの質の向上に取り組むため、ヘルパー、コーディネーターを対象とした研修事業を実施し、介護技術の向上、倫理・法令遵守等の研修も広く視野に入れ対応いたします。

7 自立支援法による居宅介護サービス事業（16,894千円）

ホームヘルプセンター武蔵野で、障害者を対象にした自立支援法による居宅介護サービス事業を実施します。

# 平成 21 年度事業計画

財団法人 武蔵野市福祉公社

